

## 2 通級指導教室とは

- 通級による指導の対象となる児童生徒及び通級指導教室の運営について示します。
- 通級指導教室とは、通級による指導のために加配された教員が指導を行うために小中学校に設置された特別な教育の場（教室）を指します。

### （1）通級による指導の対象児童生徒

小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱のある児童生徒です。

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒については、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付け文科初第1178号）により行うこととなります。以下に、その種類及び程度を示します。

※以下、学習障害者及び注意欠陥多動性障害について、本文中の表記を原則、次のとおりとします。

・学習障害者 → LD      ・注意欠陥多動性障害 → ADHD

#### ① 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ② 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

**③ 情緒障害者**

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

**④ 弱視者**

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

**⑤ 難聴者**

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

**⑥ LD（学習障害者）**

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

**⑦ ADHD（注意欠陥多動性障害者）**

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

**⑧ 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者**

肢体不自由、病弱、又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの



ことばの指導（鼻息鏡を使って）

困っている子はいないかな？



## (2) 通級指導教室の運営

通級による指導の特別な教育の場として、通級指導教室が設置されます。通級指導教室は、単一の障害を対象として設置されることが基本です。しかし、発音指導についての言語障害と難聴、あるいは対人関係やコミュニケーションの指導についてのADHDと自閉症の関係のように、比較的指導内容が類似する場合には、二つ以上の障害種について対象とすることが可能となっています。

このため、埼玉県では、平成18年度から難聴・言語障害通級指導教室と発達障害・情緒障害通級指導教室を設置して、通級による指導を行っています。

通級による指導の内容及び授業時数については、文部科学省の告示により定められています。(P3下段部分を参照してください。)

### ① 指導内容

通級による指導の主な指導とは、障害の状態の改善・克服を目的とする指導、すなわち特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導となります。

特に、必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこともできるものとなっています。

### ② 授業時数

自立活動の指導と各教科の補充指導を合わせて、年間35単位時間からおおむね年間280単位時間以内の範囲で行うことが標準とされています。

なお、LD、ADHDの児童生徒については、上限は他の障害種別と同じにし、下限は月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間が下限とされています。

### ③ 指導記録の作成

通級による指導を受けた児童生徒の成長の状況等を指導要録に記入するとともに適切な指導を行う上で必要な範囲で記録を作成することが重要です。



難聴指導のための発音・発語訓練装

